

## 第7回通常総会のご案内

第7回通常総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

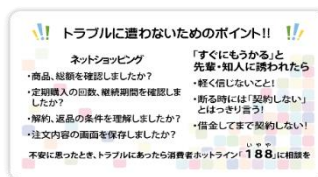
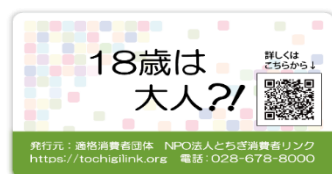
日 時 : 2022年5月16日(月) 午後3時30分～午後4時00分

会 場 : 特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク事務所  
(宇都宮市中今泉2丁目7番19号 電話 028-678-8000)

議 案 : 第1号議案 2021年度事業報告・決算報告及び監査報告  
第2号議案 調査実施者からの報告  
第3号議案 2022年度事業計画及び予算承認の件  
第4号議案 役員改選の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、正会員の皆様にはできる限り委任状による出席をお願いいたします。

### 18歳は大人?! 啓発カードを作成しました



2022年4月より成人年齢が18歳に引き下げられました。このことにより、新たに成人になる18歳・19歳の消費者被害の拡大が懸念されます。例えば、脱毛、エステなどの美容・医療サービストラブル、副業・情報商材などのもうけ話トラブル、健康食品などの「定期購入」トラブル、SNSをきっかけとしたトラブル、先輩に勧められるがまま借金して結んだ契約トラブル、商品・サービスを契約し、次は自分が勧誘者となって紹介料などを得るマルチ商法 など。未成年の場合には、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが、成人になると、こうした保護がなくなることを狙いうちする悪質な事業者もあります。また、自分が勧誘者になることで、気づかないうちに加害者にもなり得ます。

昨年末に行った学習会「成人年齢引き下げ 何がどう変わるの?!」に参加された方からは、『ニュースで報じられていても実感がなかったが、先日18歳の娘に投票葉書が届き、初めて現実的に感じられました。』『本来なら親が教えなければならぬことなのでしょうが、親も契約のことやそれに対して生じる責任について教えられていません。親自身が学ぶ場が必要』といった声が寄せられました。

成人年齢引き下げは、成人になる本人だけではなく、親がきちんと認識していることも大切です。

## 検討委員会活動報告

事業者	経過 等
株式会社ローソン (コンビニエンスストア)	2022. 2. 28 ローソン WEB 会員規約のサービスの変更・廃止の場合の免責規定の削除の申入れにつき、申入れどおりに改定する予定との回答書が届いた。規約の送付を依頼済み。
株式会社三和住宅 (不動産賃貸業)	2021. 6. 25 再申入れ 建物賃貸借契約書における①物件の修理を禁止する条項、②賃貸人からの解約申し入れ条項、③立退料不請求条項の削除を求める再申入書に対し、2022. 1. 6 規約を改定するとの回答があった。回答に対する対応を検討中。今後の対応を検討する。
サイクルスポーツ マネジメント株式会社 (スポーツサポーターズクラブ)	会員規約における、サービスの利用に関して会員が第三者に与えた損害や、会員に対するサービス終了による損害の免責条項、年会費の不返還条項数回にわたり督促をしたにもかかわらず回答がない。対応を検討中。
株式会社悠優コスメティクス (通信販売 化粧品販売)	2022. 2. 21 利用規約における、①定期コースの解約方法を LINE に限定している条項、それ以外の方法による解約に身分証明書の開示を必要とする条項、②専属的合意管轄条項の削除について、再申入れを行った。 2022. 3. 25 ②は削除する、①は削除できない旨の回答書受理。回答の内容について検討する。
株式会社 ALL&ソリューションズ (探偵社)	2021. 11. 30 変更予定の規約における不明点を問い合わせると共に、重要事項説明書の管轄を東京地裁・管轄とする旨の規定の削除を求める再申入れを行った。当法人の指摘に沿って改定する旨の回答を受領した。 2022. 3. 1 改定された契約事項説明書、重要事項説明書を検討した。
株式会社さくら住建 (塗装工事業社)	申入れに沿う形でのチラシの改定を確認したので、申入れ活動を終了した。
共立メンテナンス (学生会館)	2022. 1. 21 学生会館（ドーム）の入館契約書の①期間途中の場合の管理費・冷暖房費等の返金義務を負わない旨の条項、②盗難についての免責条項、③無催告解除条項、④会館費用の一方的改定条項の削除についての申入れを行った。①④については改定しない、②③については改定する方向との回答を受領。継続検討する。

申入れを送付した事業者について、当法人からの申入書、事業者からの回答書をホームページに公開しています。

### 株式会社さくら住建への申入れ活動を終了しました

2021年6月より株式会社さくら住建の「外壁塗装のチラシ」及び「屋根塗装のチラシ」の表示について申入れを継続してきました。その結果、チラシの表示について当法人の申入れに沿う形で改定がなされたことを確認しましたので、申入れ活動を終了しました。

検討委員 弁護士 鈴木洋平

問題となったチラシの表示	申入れたこと	申入れの根拠	結果
【外壁塗装のチラシ】 本日から1か月限りの期間、 外壁塗装を下記金額で行えます。	当該表示のチラシの配布等を取りやめること	外壁塗装のチラシの 「通常価格620,000円→ 348,000円」 とのセール表示及び屋根塗装のチラシの	

<p>通常価格620,000円→ 348,000円(税抜) 期間限定価格 (70㎡の場合)</p> <p>【屋根塗装のチラシ】 本日から1か月限りの期間、 屋根塗装を下記金額で行えます。 通常価格360,000円→ 250,000円(税抜)</p> <p>※基本的に足場はかけずに施工しますが、足場が必要な場合は、通常15万円～のところ、今回は特別に10万円～で足場をかけさせて頂きま す。</p>		<p>「通常価格360,000円→ 250,000円」 「通常15万円～のところ、今回は特別に10万円～」</p> <p>とのセール表示は、過去の販売価格を比較対象価格とする二重価格表示に該当すること。</p> <p>当該二重価格表示を消費者庁のガイドライン(不当な価格表示についての景品表示法上の考え方)をもとに判断すると、景品表示法第5条第2号が禁止する不当表示に該当するおそれがあること。</p>	<p>事業者は景品表示法には違反しないと主張しましたが、分かりづらい表記であったとして、チラシの記載内容を変更しました。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

## 適格消費者団体連絡協議会が開催されました

3月12日午後、全国の適格消費者団体などが一同に介する適格消費者団体連絡協議会がリモート会議の方法で行われました。半日の連絡協議会では十分な時間が取れないということもあり、協議会に先立ち、3つのプレ企画が行われました。

プレ企画は、①「適格消費者団体認定実務分科会」、②「行政の執行機関と適格消費者団体との連携分科会」、③「差止請求訴訟及び被害回復訴訟の判決等の検討分科会」の3つでした。

消費者庁からは、消費者契約法について、消費者契約を取り巻く変化を踏まえつつ、2018年に改正した時の付帯決議に対応して、消費者が安全・安心に取引できるセーフティネットを整備していくための法律の改正に向けて動いていることの報告がありました。また、特定適格消費者団体が担っている消費者被害の救済については、制度を利用しやすくするように一部手続きを簡素化させる改正を検討しているとの報告がありました。

記念講演では、慶應義塾大学法学部の大屋雄裕教授(専攻:法哲学)から「消費者問題の現在と未来:適格消費者団体に期待するもの」と題してお話がありました。

そもそも、団体とは、相対的に高い能力と専門性や資源を有しており、適格消費者団体に限って言えば、個人を先回りして問題を見抜き・対処する役割がある。事業者からしても、団体があることで交渉を一元化できるし、適格消費者団体に限って言えば、消費者からの信頼を得て、法的根拠をもつ団体と交渉ができるというメリットがあるということでした。

プレ企画のうち、①「適格消費者団体認定実務分科会」では、適格消費者団体の認定から約3年が経過しましたが、とちぎ消費者リンクからも、適格消費者団体の認定のポイントに関する報告をしました。②「行政の執行機関と適格消費者団体との連携分科会」では、特に適格消費者団体から行政に(行政から適格消費者団体に対する情報提供については覚書に基づいて行っているため、その逆)、情報提供に関する協議が行われました。適格消費者団体が差止請求権を行使できない場合で、かつ、行政権限の範囲内の場合における効果的な行政機関とのやり取りに関する意見交換がされました。適格消費者団体においては、もっと、積極的に行政との「情報提供協定」(消費者契約法40条以外)を結んでもよいのではないかという意見交換もありました。

記念講演では法哲学を専攻している大学の先生からの報告もあつたりしたので、これまで以上に多岐にわたる連絡協議会でした。今後は、とちぎ消費者リンク内での参

加を呼び掛けて、みなさんで連絡協議会に参加して、よい活動をどんどん取り入れていきたいと感じました。

事務局長理事 服部有

## 適格消費者団体めぐり⑮ 大分県消費者問題ネットワーク

### 団体プロフィール

特定非営利活動法人

NPO 法人大分県消費者問題  
ネットワーク

所在地

〒870-0278

大分市青崎1丁目10番23号

組織概要 (2021年3月31日現在)

団体正会員 15 団体

団体賛助会員 1 団体

個人正会員 142 名

個人賛助会員 47 名

### 主な活動

(大分県消費者問題ネットワークホームページより抜粋)

#### 1 沿革

2007年7月4日 設立準備委員会設置

2008年1月9日 NPO法人の認定を取得

2012年2月28日 適格消費者団体の認定を取得

#### 2 雑誌広告表示 に対する申入れ

本件広告表示は、商品又は役務の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であることは一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を勧誘し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れがあり、広告表示は景品表示法の有利誤認表示に該当することから申入れを行った。

2021年3月30日に、相手方より、質問書について顧問弁護士に確認したところ、当ネットワークの指摘通りとのことで、今HP等を修正しているとのこと。直ちに修正できるが、HPについては、システムに反映させるために1~2ヶ月かかるとのことでした。

## 理事会・委員会などの日程

4/26 (火) 第6回 理事会

5/10 (火) 第1回検討委員会、消費者ネットワーク

5/16 (月) 第7回通常総会

5/25 (水) 消費者のつどい

## 2022 (令和4) 年度の会費の納入をお願い致します

会員の皆さま、2022年度(2022年4月1日~2023年3月31日)の会費の納入をお願い致します。

お振込みの方法 郵便払込取扱票 または、ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 〇292787

年会費	個人正会員	3000円	個人賛助会員	1000円
	団体正会員	10000円	団体賛助会員	5000円

### 加入お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

E-mail: [cont@tochigilink.org](mailto:cont@tochigilink.org) URL: <http://www.tochigilink.org> TEL/ FAX 028-678-8000

商品事故・契約トラブルにあつた時は、消費者ホットライン 188 (いやや!) にお電話を!  
お近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内します。